

日田市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日田市有料広告掲載要綱（平成23年告示第2号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、日田市のホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市ホームページ 日田市が管理するWebページのことをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するWebページにリンクするものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告等の範囲)

第4条 市ホームページに広告を掲載することができるもの、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先Webページの内容の範囲は、要綱第3条及び日田市有料広告掲載基準に定めるとおりとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横170ピクセル
- (2) データ容量 25キロバイト以下
- (3) データ形式 GIF（アニメーション不可、透過GIF不可）、JPEG、JPG、PNG
- (4) その他 画像のスライス（分割）不可

2 次に掲げる表現は、禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の操作手順を模した表現
- (2) アラートマーク、ラジオボタン、テキストボックス、プルダウンメニューを模した表現
- (3) 日田市の実施する事業名に類似した表現
- (4) 前3号に掲げるもののほか、利用者の意思に反した動きをする表現、又は利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与えるおそれのあるもの。

3 広告の色調については、市ホームページ全体との調和を損なわないようにするため、次に掲げる基準によることとする。

- (1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。
- (2) 金銀色、蛍光色は、使用不可とし、原色を使用する場合は、彩度、明度を概ね60以下に抑えるなど、極端な色使いとならないこととする。
- (3) 文字や写真、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう

にしなければならない。

4 広告の内容及びデザイン等については、日田市及び市ホームページの信用性及び信頼性を損なうことのないよう、広告主と日田市が必ず協議することとする。

(広告掲載の場所等)

第6条 広告掲載を行うホームページの位置、枠数等は、ホームページの目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(広告の作成及び経費負担)

第7条 広告の原稿データ等の作成は、広告主が経費を負担するものとし、広告主は、市長の指定する使用に従って作成し、市長に提出するものとする。

(広告掲載の期間)

第8条 広告掲載の期間は、1か月単位とし、広告掲載の開始日及び終了日は市長が定める。ただし、広告申込者が希望するときは、市長は複数月の掲載を認めることができる。

2 前項ただし書により、複数月の掲載をすることができる期間は、最大12か月間とする。

3 広告掲載の期間内に、広告主の責めに帰することができない事由により広告を掲載できなかった場合は、掲載できなかった日数に応じて掲載期間の延長を行う。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告の募集方法)

第9条 広告の募集は、市長がホームページの管理状況及び広告の掲載状況等を勘案して、市ホームページ及び広報ひた等で行うものとする。

2 市長は、募集を行うにあたって、広告主となり得るものに対して広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載の料金)

第10条 広告掲載の料金は、1枠1か月5,500円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告取扱事業者による広告の募集等)

第11条 市長は、契約に基づき、事業者由市ホームページの広告枠の全部又は一部について、広告主の募集、選定、広告原稿の作成及び提出等(以下「広告の募集等」という。)の取扱いを行わせることができる。

2 前項の規定により広告の募集等の取扱いを行う事業者(以下「広告取扱事業者」という。)は、第10条の規定にかかわらず、契約により定める広告掲載料を市に納付しなければならない。

3 広告取扱事業者は、広告の募集等の取扱いを行う広告枠について、第三者から広告掲載料を収受することができる。

4 広告取扱事業者は、要綱に規定する広告掲載の申込み等に係る必要な手続き等を行わなければならない。

5 市長は、必要があると認めるときは、広告取扱事業者に対し、広告の募集等に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

6 市長は、必要があると認めるときは、広告取扱事業者に対し、要綱に規定する広告の内容等の変更を求めることができる。

7 広告取扱事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - (3) 広告に関連する財産権について、その権利処理が完了していること。
 - (4) 広告の内容等が広告掲載の決定又は当該決定に係る指示若しくは条件に適合したものであること。
- 8 広告取扱事業者は、前項各号に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。
- 9 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載に係る契約を解除し、決定を取り消すことができる。
- (1) 広告取扱事業者が前5項の規定による指示又は条件に従わないとき。
 - (2) 広告掲載の決定を行った後の事情変更等により広告の内容等が第4条の規定に抵触したとき。
 - (3) 広告取扱事業者が暴力団員又は暴力団関係者であると判明したとき。
 - (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。
- 10 広告取扱事業者の選定は、入札により行うものとする。
(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。